

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(X-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p> <p>高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実に図ること</p>	<p>担当 部署名</p> <p>年金局企業年金・個人年金課</p>	<p>作成責任者名</p> <p>企業年金・個人年金課長 吉田 一生</p>				
<p>施策の概要</p> <p>私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 関連法令:確定拠出年金法、確定給付企業年金法 等</p>						
<p>施策実現のための背景・課題</p> <p>少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化により、中長期的な公的年金の給付調整が進む中で、公的年金の給付と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図ることが重要であり、私的年金の重要性は増している。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やDeCo(個人型確定拠出年金)の普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。</p>						
<p>課題に対応した達成目標</p> <p>達成目標/課題との対応関係</p> <p>目標1 企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。 (課題1)</p> <p>達成目標の設定理由</p> <p>私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要となるため。</p>						
<p>達成目標1について</p>						
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p> <p>基準年度</p>	<p>目標値</p> <p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <p>平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>① 確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数)(アウトプット)</p>	<p>1,412万人 平成27年度</p>	<p>1,870万人 令和3年度</p>	<p>1,540万人 1,720万人 1,770万人 1,820万人 1,870万人 1,671万人 1,785万人</p>	<p>高齢期における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。 平成24~28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人</p>		
<p>(参考)指標</p>			<p>平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度</p>			
<p>2 国民年金基金の受給者数</p>			<p>58万人 61万人 - - -</p>	<p>国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であり、法律に基づき国の負担が義務づけられている。私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図ることが重要であり、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、当該基金の加入者数にあわせ受給者数を参考指標とすることが重要であるため。 (参考)平成27年度実績:518千人、平成28年度実績:552千人</p>		
<p>3 個人型確定拠出年金の加入者数</p>			<p>85万人 121万人 - - -</p>	<p>個人型確定拠出年金は、働き方やライフコースの多様化を踏まえ、平成28年の法改正により、従前は加入できなかった第3号被保険者や企業年金加入者等を含め、基本的に全ての国民が加入できるよう制度の見直しを行ったところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、参考指標とすることが重要であるため。 (参考)平成27年度実績:26万人、平成28年度実績:43万人</p>		
<p>達成手段1</p>	<p>補正後予算額(執行額) 平成29年度 平成30年度</p>	<p>令和元年度当初予算額</p>	<p>関連する指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>	<p>令和元年度行政事業レビュー事業番号</p>	
<p>(1) 企業年金等の健全な育成に必要な経費(昭和40年度)</p>	<p>0.21億円(0.12億円) 0.3億円(0.3億円)</p>	<p>0.51億円</p>	<p>1</p>	<p>企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。 ①企業年金等の業務報告書集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。 ②企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等の在り方について検討を行う。 ③企業年金制度等の周知 企業年金制度等に関しては、最新の制度改正事項に特に重点をおきながら周知を行う。 以上のような事業から、企業年金等の報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及・拡大に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。</p>	<p>797</p>	
<p>(2) 国民年金基金等給付費負担金(平成3年度)</p>	<p>28.6億円(27.4億円) 31.3億円(29.4億円)</p>	<p>33.9億円</p>	<p>2</p>	<p>・国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。</p>	<p>798</p>	
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p> <p>当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c)</p> <p>執行額(千円、e) 執行率(%, e/d)</p>	<p>平成30年度 令和元年度 令和2年度要求額</p>	<p>3,158,906 0 0 3,158,906 2,964,749 93.9%</p>	<p>3,440,253 3,440,253 3,440,253 3,440,253</p>	<p>3,657,455 3,657,455 3,657,455 3,657,455</p>	<p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p> <p>平成30年度</p>
<p>関連税制</p>	<p>拠出時:法人税について事業主拠出の際は損金算入。所得税について確定拠出年金は小規模企業共済等掛金控除、確定給付企業年金は生命保険料控除。 運用時:特別法人税が課税されるが、平成31年まで特例措置により課税凍結。 給付時:所得税について年金給付の際は公的年金等控除、一時金給付の際は退職所得控除。</p>					
<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			
	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>			